

議案第39号

逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例を次のように制定する。

令和3年9月6日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、逗子市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童相談所の職員
- (2) 神奈川県警察の職員
- (3) 市立学校の校長
- (4) 市職員
- (5) その他教育委員会が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 協議会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(準備行為)

3 委員の委嘱のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行

うことができる。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) いじめ問題対策連絡協議会委員

第2条第1項中「第57号」を「第58号」に改め、同条第2項中「前条第58号」を「前条第59号」に改める。

別表第1中「及び第57号」を「、第57号及び第58号」に改める。

(調整規定)

- 5 この条例及び逗子市いじめ問題調査委員会条例（令和3年逗子市条例第 号。以下この項において「調査委員会条例」という。）又は逗子市いじめ問題再調査委員会条例（令和3年逗子市条例第 号。以下この項において「再調査委員会条例」という。）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、この条例によってまず改正され、次いで調査委員会条例又は再調査委員会条例によって改正されるものとする。

(提案理由)

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく逗子市いじめ防止基本方針の策定に当たり、制定の要あるため提案する。